☆ 施策の展開③ 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「促進法」という。)が施行されました。

国は平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の基本計画」という。) を策定し、促進法第14条第1項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度 の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしていま す。

これらを踏まえ、本項目を本市における「成年後見制度利用促進計画」と位置付け、あきる野市地域保健福祉計画と一体的に策定します。

本市では、平成25年度からあきる野市社会福祉協議会に福祉サービス総合支援事業及び 成年後見活用あんしん生活創造事業を委託し、成年後見制度推進機関を設置し成年後見制 度の利用促進を図ってきました。令和3年度からは中核機関と位置付け、さらに権利擁護 の推進を図っています。

高齢化の進行に伴い、認知症等により判断能力に不安を感じる高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の地域移行の促進や、親亡き後の対応、障がい者自身の高齢化等、今後さらに権利擁護を必要とする人の増加が見込まれます。このため、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスを受けるために適切な契約を結ぶなどの権利擁護に対するニーズは増加しています。

これらのことから、以下の施策に取り組むことで権利擁護の推進を図ります。



市民のみんなができること



- ◎ 自分自身の人生設計について考えてみましょう。心配なことがあるときは、まずは相談してみましょう。
- ◎ 財産管理や終活等に関する講座や勉強会に参加するなど、理解を深めましょう。
- ◎ 判断能力の低下により金銭管理や日常生活の困りごと等を自ら発信できず支援が必要な人を発見したときは、中核機関に相談しましょう。



市が取り組むこと





I. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

ア 相談支援機能の強化

- ・中核機関において、権利擁護を必要としている人の相談支援を実施し、相談窓口 の周知を図ります。
- ・地域で相談や支援を円滑につなぐことができるよう、中核機関と各相談支援機関 との連携強化に取り組みます。
- ・権利擁護支援の理解の促進を図るため、法定後見制度、任意後見制度、その他の 権利擁護支援に関する講座等を開催します。

イ 権利擁護支援チームの支援

- ・権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが協力して日常的に本人を見守り、連携して 権利擁護支援の方針を検討し、本人を支える権利擁護支援チームを形成すること ができるよう支援します。
- ・チーム支援を開始した後も、チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことが できるよう、不正防止を含め、支援します。

ウ 中核機関のコーディネート機能の強化

- ・地域・福祉・行政・司法など異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者がそれぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有することができるよう関係者向けの研修や意見交換の機会を設けます。
- ・市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、専門職との連携により、後見人等候補者の検討やマッチング、推薦の仕組みを構築するとともに、本人の権利擁護、支援方針及びモニタリング等について検討します。
- ・あきる野市成年後見制度利用促進協議会において、成年後見制度の利用促進に関する意見交換、情報共有等を行うことにより、地域連携ネットワークの強化を図ります。

Ⅱ. 担い手の確保・育成等の推進

ア 法人後見の実施

- ・あきる野市社会福祉協議会において、法人後見業務を開始することにより後見業 務等に関する経験値を高め、地域における後見活動の更なる推進を図ります。
- ・社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成について、調査研究を進めます。

イ 市民後見人*の養成

- ・市民後見人の養成について、近隣自治体の状況を把握するとともに実施の方法に ついて検討します。
- ・法人後見業務を実施するあきる野市社会福祉協議会において、後見支援員等の担い手の育成を進めるとともに、市民後見人のフォローアップ体制について検討します。

ウ 後見人等の支援

- ・制度の利用者や後見人等からの相談を受け付け、状況により家庭裁判所と連絡調整するなど、包括的に後見人等を支援し関係者との連携を強化します。
- ・意思決定支援*や、後見人等の役割についての理解を促進するための取組を実施します。

Ⅲ. 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ・身寄りのない人等への支援や虐待事案等においては、市長申立てを適切に実施し 本人の権利擁護支援に取り組みます。
- ・成年後見制度利用支援事業について、市ホームページ等で周知を行います。また、 国の動向や近隣自治体の状況の把握に努め、適切に実施するために必要な見直し を含め、検討します。



市の成年後見制度の相談窓口(中核機関)

成年後見制度についての相談窓口は、あきる野市社会福祉協議会にあります。成年後見制度を利用するための手続きや費用の相談、後見人等候補者を探すための情報提供や支援等を実施しています。

また、成年後見制度・権利擁護に関する講座や、司法書士や弁護士による相談会(予約制)を実施しています。



■ 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な人のために、 法律的に権限を与えられた援助者(成年後見人等)が、本人に代わって財産管理や契約手 続きを行うなど、法律面や生活面で支援をする制度です。

成年後見制度には、①法定後見制度と②任意後見制度の2種類があります。

① 法定後見制度

判断能力が不十分なために自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合、家庭裁判所が適任と思われる援助者を選任し、本人を支援する制度です。

本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類があります。

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な 人	判断能力が欠けているのが 通常の状態の人
		財産上の重要な契約等の 同意・取消や代理	すべての契約等の 代理・取消

② 任意後見制度

判断能力が低下したときに備えて、将来「支援してほしい人、支援してほしい内容」をあらかじめ契約書で決めておきます。本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に申立てを行い、契約書に基づき支援を受けることができる制度です。

■ 地域連携ネットワークとは

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての 人が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や 福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。

「権利擁護の相談支援」「権利擁護支援チームの形成支援」「権利擁護支援チームの自立 支援」の3つの機能があります。

■ 中核機関とは

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中心的な機関です。

市では、あきる野市社会福祉協議会を中核機関として位置付け、成年後見制度に関する 講座や相談会を実施したり、市民や関係機関からの様々な相談に対応しています。